



衝撃緩和帽のSG基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

衝撃緩和帽 専門部会 委員名簿

氏 名 所 属

(委員は五十音順)

(部 会 長) 大橋 洋輝 東京慈恵会医科大学

(委 員) 新井 和吉 法政大学

有吉 譲治 ラッキーベル株式会社

池田 真裕子 株式会社特殊衣料

井田 三幸 DIC プラスチック株式会社

押尾 治郎 キヨタ株式会社

掛川 晃 一般財団法人ボーケン品質評価機構

川田 健太郎 一般財団法人日本文化用品安全試験所

菅野 健 一般財団法人日本車両検査協会

戸泉 秀明 株式会社リード

時枝 健一 ゼットクリエイト株式会社

平野 祐子 主婦連合会

渡辺 光史 株式会社常磐谷沢製作所

(関 係 者) 経済産業省製造産業局生活製品課

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

(事 務 局) 一般財団法人 製品安全協会

衝撃緩和帽のSG基準 SG Standard for Shock absorbing caps/hats

1. 基準の目的

この基準は、衝撃緩和帽の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、衝撃緩和帽について適用する。

ここでいう衝撃緩和帽とは、日常生活（防災時も含む）における様々な状況での頭部に対する衝撃を緩和し、怪我・痛みを軽減し、たんこぶ（皮下血種）又は裂傷等を防止するために着用する帽子をいう。ただし、第3項の種類で定義するH型は、硬い静止物や樹木等の突起物への衝突時の衝撃緩和も含むものとする。

なお、交通事故などを含めたすべての衝撃から頭部を守るものではなく、ヘルメットに比べると衝撃吸収性能は大きくない。例えば、頭がい骨骨折・脳損傷・脳振盪等を軽減したり防いだりするものではない。また、落下物や投下物に対する保護も適用範囲外とする。

3. 種類

衝撃緩和帽の用途の種類は次のとおりとする。

呼称	対象年齢	主な用途
A型	1～6歳 (1歳以上の未就学児用)	通園用、体育用、遊び場・イベント会場用
B型	6～12歳 (小学生用)	通学用、体育用、遊び場・イベント会場用
C型	13歳以上 (中学生以上用)	軽作業用(*1)
H型	年齢は問わない	軽作業用(*1)、キャンプ用、レジャー用、ハイキング用

(*1) 軽作業用：家庭での物品移動、庭仕事、大掃除、DIY等で使用

衝撃緩和帽の形状の種類は次のとおりとする。参考付図参照

形 状	内 容
キャップ型	前側にツバの付いた帽子（衝撃緩和材が脱着できるものを含む）
ハット型	周りにヒサシの付いた帽子（衝撃緩和材が脱着できるものを含む）
インナーキャップ型	外側に被せるアウターキャップ（ハットも含む）の中に入れて使用するもの

衝撃緩和帽の保護範囲の種類は次のとおりとする。参考付図参照

保護範囲（*2）	内 容
全部保護型	衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部をすべて覆っているもの（頭周部+頭頂部全体）
頭周部保護型	衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部の特定範囲までを覆っているが、それより上部を覆っていないもの（頭周部のみ）

（*2）保護範囲：衝撃緩和帽により守るべき範囲。衝撃緩和材等が入っている箇所をいう。

4. 安全性品質

衝撃緩和帽の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構成	1. 衝撃緩和帽は、帽子生地、衝撃緩和材等から構成されていること。	
2. 外観及び構造	2. 外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指・頭部等が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、ばり、とがり等がないこと。 (2) 外部に現れるボタン等があるものにあっては著しく突出していないこと。 (3) 各部の縫製等は確実に、緩み等がないこと。	

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 衝撃緩和性</p>	<p>(4) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p> <p>(5) 頭囲を調整できるものにあつては、確実に固定でき、使用中容易に外れたり、長さが勝手に変わったりしない構造であること。</p> <p>(6) バックルがあるものにあつては、意図せず開放しない構造であること。</p> <p>(7) 洗濯できるものにあつては、洗濯により型崩れや衝撃緩和材の位置が偏ったりしないこと。</p> <p>(8) 衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部の全部又は頭周部を帽子生地又は衝撃緩和材が覆っていること。ただし、通気性のないものにあつては、適度に通気孔が設けられていること。</p> <p>3. 衝撃緩和性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) A型、B型、及びC型に</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 耐貫通性	<p>4. H型にあつては、耐貫通性試験にて、ストライカーの先端が人頭模型に接触しないこと。</p> <p>また、試験後に人頭模型のアルミキャップ等に著しい変形等がないこと。</p>	
5. 材料	<p>衝撃緩和帽の材料は、次のとおりとする。</p> <p>皮膚に接触する部分の材料は、有害な影響を与えるお</p>	

項目	基準	基準確認方法
	それが無いものであること。 対象：帽子生地及び衝撃緩和材	

5. 表示及び取扱説明書

衝撃緩和帽の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

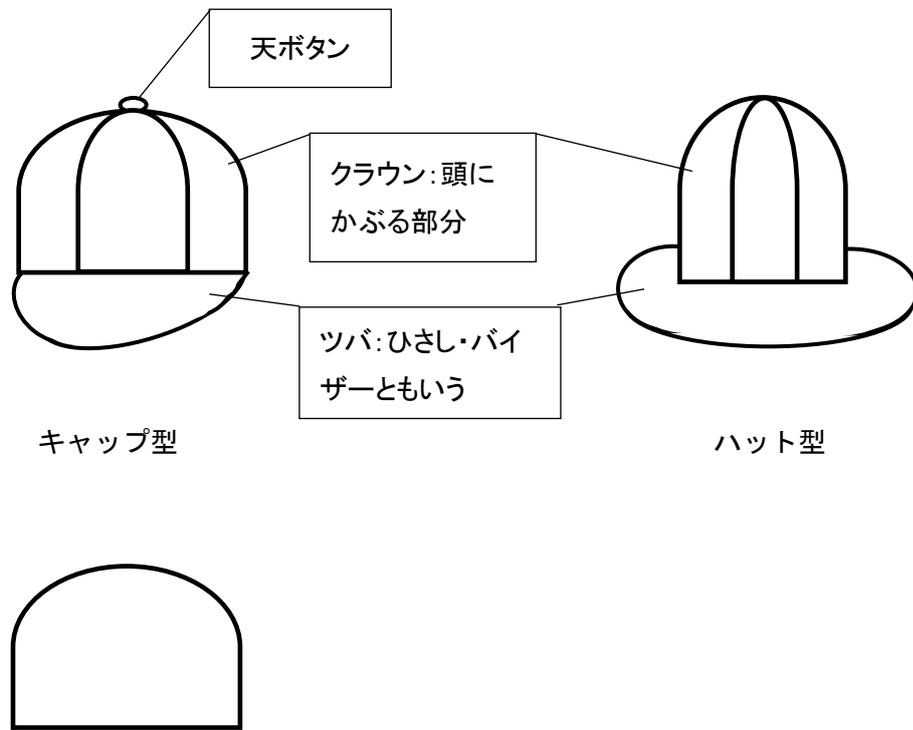
項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない事項については表示しなくてもよい。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 洗濯に関する注意点</p> <p>(4) 頭によく合った衝撃緩和帽を着用すべきという旨。</p> <p>(5) 緩衝材の材質</p> <p>(6) サイズ</p> <p>(7) 繊維の組成</p> <p>(8) 品目名（衝撃緩和帽である旨）、用途及び保護範囲</p> <p>(9) インナーキャップ型にあつては外側に被せるアウターキャップ候補を指定しており、その中から選択して使用する旨</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>必要に応じて、図で明示すること。</p> <p>(1) 表示及び取扱説明書は、必ず読み、それを守り、取り扱うこと。</p> <p>(2) 小学生以下には、上記(1)について保護者・指導者等が守らせたり、注意したりすること。</p> <p>(3) 取扱説明書は、読んだ後は保管すること。ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>① 衝撃緩和帽が頭によく合った着用であることを確認する旨</p> <p>② 衝撃緩和帽の用途以外の使い方をしない旨</p> <p>③ 衝撃緩和帽を加工したり、改造したりしない旨</p> <p>④ 本体に表示してあるものは、故意に剥がしたり切り取ったり隠したりしない旨</p> <p>⑤ 使用前に衝撃緩和帽に異常がないことを確認すること。なお、異常が確認された場合は直ちに使用を中止し、必要に応じて製造者や販売者等にすみやかに連絡をとり、交換等の適切な処理を行う旨</p> <p>⑥ インナーキャップ型にあつては外側に被せるアウターキャップ候補を指定しており、その中から選択して使用する記載があることを確認する旨</p> <p>⑦ 衝撃緩和帽はすべての衝撃から頭部を守るものではない旨</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(5) SGマーク制度は、衝撃緩和帽の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称。その住所及び電話番号</p>	

参考付図

■ 衝撃緩和帽の形状とパーツ名称 (サンプル例)



インナーキャップ型: 外側に被せるアウターキャップの中に入れて使用するもの

■ 衝撃緩和帽の保護範囲 (斜線部に衝撃緩和材等が入っているもの)

